三十四　銀行代理業者名　髙橋　哲雄
主たる営業所又は事務所の所在地　宮城県登米市迫町北方字東新土手九十四番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十八年十二月一日
三十五　銀行代理業者名　梅津ツヤ子
主たる営業所又は事務所の所在地　山形県酒田市北俣字落シ下四番地の二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十八年十二月一日
三十六　銀行代理業者名　黒﨑芙美子
主たる営業所又は事務所の所在地　栃木県矢板市安沢千七百二十四番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十八年十二月一日

○法務省・厚生労働省告示第一号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第七条第一項の規定に基づき、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針を次のとおり定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十九年四月七日

法務大臣　金田　勝年
厚生労働大臣　塩崎　恭久

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針

法務大臣及び厚生労働大臣は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第七条第一項の規定に基づき、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

基本方針は、技能実習法に基づき政府全体で取り組む技能実習制度の見直しの趣旨を明らかにするとともに、技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を達成するための基本的な考え方を示すものである。

第一　技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本的事項

一　技能実習制度の見直しの経緯

技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度である。

平成五年の制度創設以後、平成二十八年末までに延べ約百六十万人の開発途上地域等の外国人を受け入れ、我が国の国際貢献の制度として重要な役割を果たしてきた。同年末現在では、全国に約二十三万人の技能実習生が在留している。

平成二十二年七月一日に施行された出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）において、新たな在留資格「技能実習」が創設され、在留の一年目から雇用関係の下、労働関係法令が適用されることとなるなど、技能実習生の法的保護及びその法的地位の安定化を図るための措置が講じられてきた。しかしながら依然として入管法令や労働関係法令の違反が発生し、技能実習制度には厳しい批判が寄せられてきた。一方で、技能実習制度の活用を促進するため、技能実習制度の拡充を図ることも求められている状況にあった。

こうした状況に鑑み、「『日本再興戦略』改訂二〇一四」（平成二十六年六月二十四日閣議決定）において、国際貢献を目的とする趣旨を徹底するため、制度の適正化を図るとともに、実習期間の延長等の技能実習制度の抜本的な見直しを行うとの方針が示され、平成二十七年度中の新制度への移行を目指す等のスケジュールも示された。

法務省及び厚生労働省は、「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」を平成二十六年十一月に設置し、同懇談会は平成二十七年一月に報告書を取りまとめた。

この報告書を踏まえ、法務省及び厚生労働省は技能実習法案を平成二十七年三月に国会に提出し、技能実習法案は、衆議院で一部修正された上、平成二十八年十一月十八日に成立し、同月二十八日に公布された。今後、衆参両法務委員会における附帯決議の内容にも留意しながら、技能実習法を円滑に施行するとともに、対象職種の拡大等の法律事項でない施策についても着実に実行していかなければならない。

二　技能実習法の概要

技能実習法は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習計画の認定、監理団体の許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構（以下「機構」という。）を設ける等の所要の措置を講ずるものである。その規定事項の概要は次のとおりである。

㈠　技能実習制度の適正化

①　技能実習の基本理念及び関係者の責務を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定すべきこと。

②　技能実習生ごとに作成する技能実習計画について、認定制とし、技能実習生が修得等をした技能等に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由等を定めるほか、主務大臣の報告徴収、改善命令、認定の取消し等の権限を規定すること。

③　実習実施者について、届出制とすること。

④　監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由等を定めるほか、遵守事項、主務大臣の報告徴収、改善命令、許可の取消し等の権限を規定すること。

⑤　技能実習生の保護に関する措置として、技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け、違反に対する罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談対応や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うこと。

⑥　主務大臣の事業所管大臣に対する協力要請等について規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置できるものとすること。

⑦　機構を認可法人として新設し、技能実習計画の認定、実習実施者・監理団体へ報告を求め実地に検査する事務、実習実施者の届出の受理、監理団体の許可に関する調査等のほか、技能実習生に対する相談対応・援助等を行わせること。

㈡　技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第三号技能実習生の受入れ（四年目及び五年目の技能実習の実施）を可能とすること。

㈢　その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）の改正を行うほか、所要の改正を行うこと。